

このページで紹介している保育所整備等に係る補助事業



分類	制度名称	概要	参照ページ	お問合せ先
新規整備	内装整備費補助事業	新設認可保育所・分園、既存施設連携型1,2歳児保育所、小規模保育事業等の整備に係る内装整備費用等を補助	3(3)、5(6)、6(2)	こども青少年局 こども施設整備課 TEL:045-671-4146
	建設費補助（公有地貸付/法人所有地）	事業者が確保した用地において、認可保育所を整備するために必要な建設費等の一部を補助	3(3)	
既存保育施設	【再掲】内装整備補助事業	既存保育所の増床・増築・改修に係る費用を補助	3(3)、5(6)、6(2)	こども青少年局 保育対策課 TEL:045-671-4469
	待機児童解消促進事業補助金（受入増加）	待機児童解消の継続と小規模保育事業等の「卒園後の進級先の確保」を目的に、既存施設の定員拡大や受入増加を図る際にかかる経費（最大250万円）への補助	2-1、別紙	
	待機児童解消促進事業補助金（環境改善）	保育士の環境改善に資する目的とした居室等（休憩室や更衣室等）の整備に対応するために要する経費（最大250万円）への補助	5(6)、6(2)、別紙	
	1歳児新規受入れ枠拡大促進事業助成金 <i>R3年度から実施!</i>	1歳児の新規受入れ枠の拡大を目的に、比較的余裕のある0歳児の定員を抑制し、翌年度以降の1歳児への持ち上りを減らす定員変更に対して助成金を交付	2-1、別紙	
新規整備・ 既存保育施設	保育園バス購入補助	登降園時の児童の送迎や、施設から距離のある屋外遊戯場に変わる場所への児童の送迎を実施するためのバス購入費を補助	2-1、別紙	こども青少年局 保育対策課 TEL:045-671-4469
保育士確保 ・定着	保育士確保コンサルタント派遣	保育士の採用や定着など、人材確保に悩みや課題を抱える施設に対して、保育及び経営に関する専門的な知識を持つコンサルタントを派遣	6(3)、別紙	
	保育士・保育所支援センター	保育士の就職相談・あっせん等の就職支援と、市内保育所の人材確保対策の推進を図る事業であり、求人、求職双方の直接的なマッチングを実施	6(1)	
	【再掲】待機児童解消促進補助金（環境改善）	保育士の定着・離職防止を目的に、保育士の居室等（休憩室や更衣室等）を整備するための内装改修・物品購入にかかる費用（最大250万円）を補助	5(6)、6(2)、別紙	
	【再掲】内装整備補助事業	新規整備の際に、定員数に応じて一定の広さの保育士の居室等（休憩室や更衣室等）を整備していただく場合に補助基準額を上乗せ。	3(3)、5(6)、6(2)	こども青少年局 こども施設整備課 TEL:045-671-4146